

環境基本法

(平成五年十一月十九日法律第九十一号)

最終改正:平成二〇年六月一八日法律第八三号

【抜粋】

(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。